

第12章

安全・安心で質の高い学校施設の整備
の整備

総論

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点からその安全性や快適性を確保し、児童生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があります。また、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、教育内容・方法の変化に対応し、多様化する学習活動に適応していくことが重要です。

令和2年7月豪雨をはじめ、近年、災害が激甚化・頻発化しており、学校施設は、災害時に地域住民の避難所等にもなることから、その耐震化や防災機能の強化も極めて重要です*¹。東日本大震災や平成28年熊本地震、令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震等では、耐震化されていた学校施設が地震による建物への被害を軽減しました。

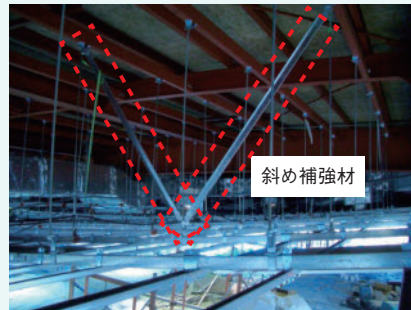
あわせて、環境への配慮や、急増する老朽施設への長寿命化対策も課題となっています。

文部科学省は、これらの課題への対応などのため、学校の設置者が施設整備に役立てるための指針や事例集などを作成して学校の設置者に周知するとともに、耐震化や長寿命化対策などの施設整備に対して国庫補助を行っています*² (図表 2-12-1)。

図表 2-12-1 安全・安心で質の高い学校施設の整備



学校施設の耐震化対策
(新潟県立安塚高等学校)
「公立学校施設整備に関する
防災対策事業活用事例集」より



非構造部材の耐震対策
(金属下地天井の更新に伴う補強)
「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」より



安全・安心で質の高い学校施設の整備
学校の中心に置かれた図書・情報空間
(追手門学院中学校・高等学校) 報告書
「これからの高等学校施設の在り方」より



戦略的リノベーションにより、
学修・研究スペースを創出
(大阪大学 サイバーメディアセンター)

*¹ 防災機能の強化については参照：第2部第13章

*² 私立学校の施設整備については参照：第2部第6章第2節

また、国立大学等の施設は、高度化・多様化する教育研究活動の展開に不可欠な基盤であり、創造性豊かな人材の養成や独創的な学術研究、質の高い医療の提供などを推進するためには、施設の充実を図ることが重要です。文部科学省では、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備の推進とともに、施設マネジメント及び多様な財源の活用の推進などにより、教育研究活動を支えるキャンパス環境の整備充実を図っています。

第1節 安全・安心な学校施設の整備

1 学校施設の耐震対策

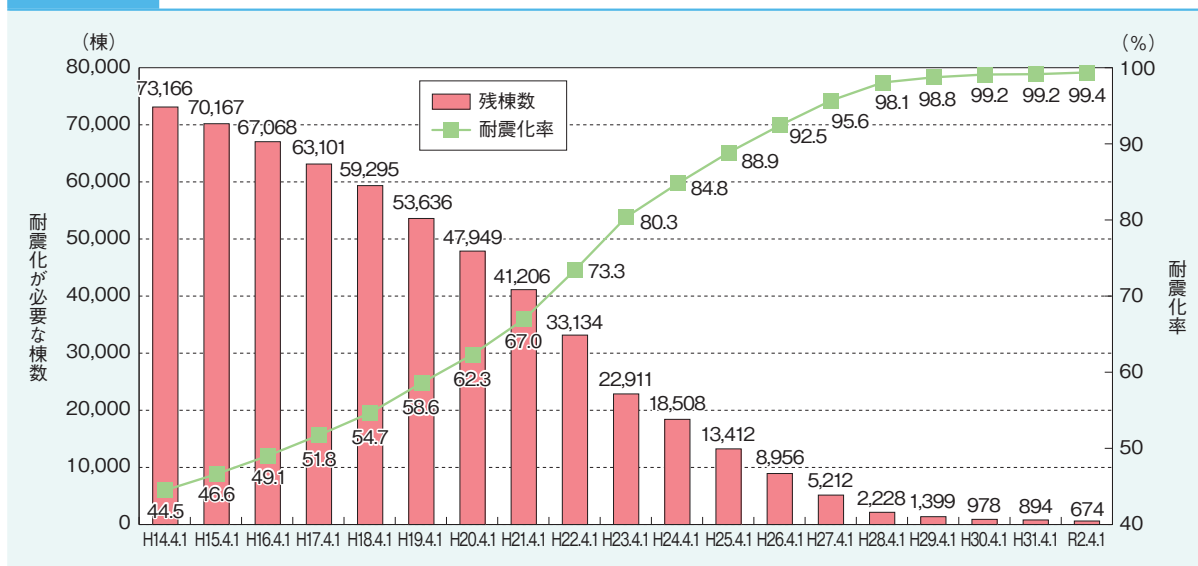
公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、耐震化により安全性を確保することは極めて重要です。

このため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました（図表2-12-2）。

この結果、令和2年4月1日現在、公立小中学校の構造体の耐震化率は99.4%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.2%となり、おおむね完了した状況です。

文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。また、公立学校施設は、今後、老朽化した施設の割合が急速に増加していくことが見込まれています。老朽化した施設では、地震発生時にガラスの破損や内外装材の落下など非構造部材の被害が拡大する可能性が高いため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化についても対策を推進しています。

図表 2-12-2 公立小中学校の耐震化の進捗状況



2 老朽化した学校施設の長寿命化対策の推進

公立学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の割合が増加し、安全面や機能面で不具合が生じています（図表

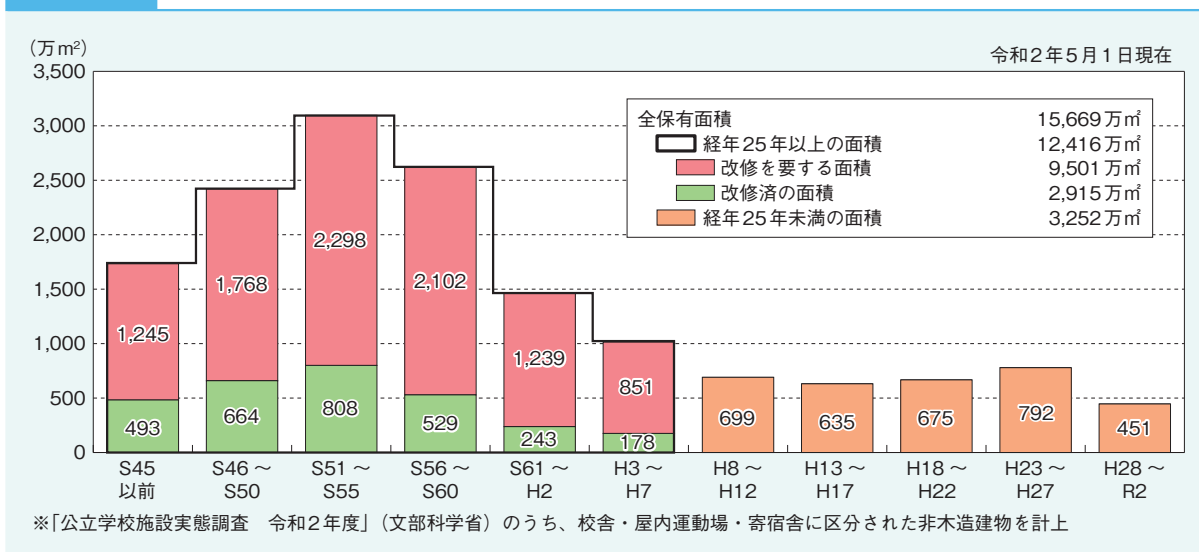
2-12-3)。

平成29年度に文部科学省が実施した調査によれば、全国の公立小中学校で、外壁・窓枠の落下等の建物の老朽化が主因の安全面における不具合は年間約3万2,000件発生しています。不具合の件数は約1万4,000件であった24年度調査に比べて2倍以上に増加しています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、少人数による指導体制や1人1台端末に対応した施設環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの洋式化・乾式化、省エネルギー化などの、学校施設の機能・性能の向上が求められています。

これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、学校施設の計画的な整備を行うことが必要です。令和3年4月に改正した公立学校施設等の整備目標等を定めた文部科学省告示「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」においても、これらの課題に対応するため計画的な整備を行うことの必要性を記載しています*3。

図表 2-12-3 経年別に見る公立小中学校の保有面積



(1) 計画的な整備の推進

平成25年11月に政府が策定した「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を踏まえ、文部科学省は、27年3月、所管・管理する施設の維持管理等に関する中長期的な方向性を明らかにするための「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下、「行動計画」という。)を策定し*4、学校施設等の長寿命化に向けた取組を推進しています。基本計画では、各地方公共団体は域内の個別施設ごとの長寿命化計画(以下、「個別施設計画」という。)を策定することとされています(図表2-12-4)。

文部科学省では、個別施設計画の策定を推進するため、これまで手引や解説書、事例集の作成等により地方公共団体を支援してきました。この結果、令和3年1月時点の調査において、約95%の地方公共団体が令和2年度末までに個別施設計画の策定が完了する予定と回答しました。

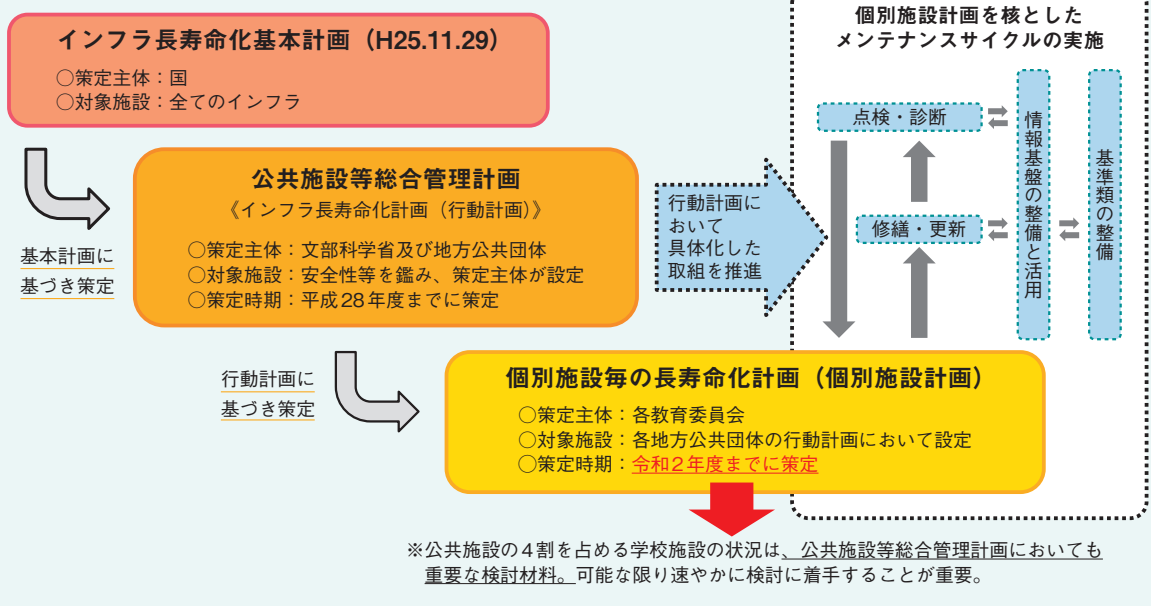
令和3年3月に行動計画を改定し、個別施設計画を未策定の地方公共団体においては早期に策定するとともに、策定が完了した地方公共団体においても内容の充実や適時の見直しを行うよう促しています。また、これらの取組を支援するため、令和3年5月には「学校施設の個別施設計画(ネクストステージ)事例集」を公表しました。

*3 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1306433.htm

*4 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/index.htm

図表 2-12-4 インフラ長寿命化基本計画について

○インフラ長寿命化基本計画の体系（公立小中学校の場合）



(2) 長寿命化改修の推進

厳しい財政状況の下、中長期的な視点に立って計画的に学校施設の整備を進めていくためには、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、現在の学校に求められている水準まで建物の機能や性能を引き上げるものです。おおむね築後45年程度までの適切な時期に長寿命化改修を行うことで、技術的には70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

長寿命化改修を推進するため、平成25年度に学校施設環境改善交付金の事業の1つとして「長寿命化改良事業」を創設し、先導的事例や留意事項を周知するなど、地方公共団体が行う長寿命化改修を支援しています。

また、令和2年度からは長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修についても補助対象としています。

さらに、令和3年度からは、個別施設計画の策定を交付金事業申請の前提条件としています。



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを整備



改築同等の教育環境を確保

(3) 維持管理の徹底

学校施設の老朽化が進むと、安全性や機能が低下し、必要な性能を満たさなくなるおそれがあります。学校施設の管理者は、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

このため文部科学省は、令和2年5月にパンフレット「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るために―」*5を作成するなど、学校設置者による維持管理の適切な実施を推進しています。

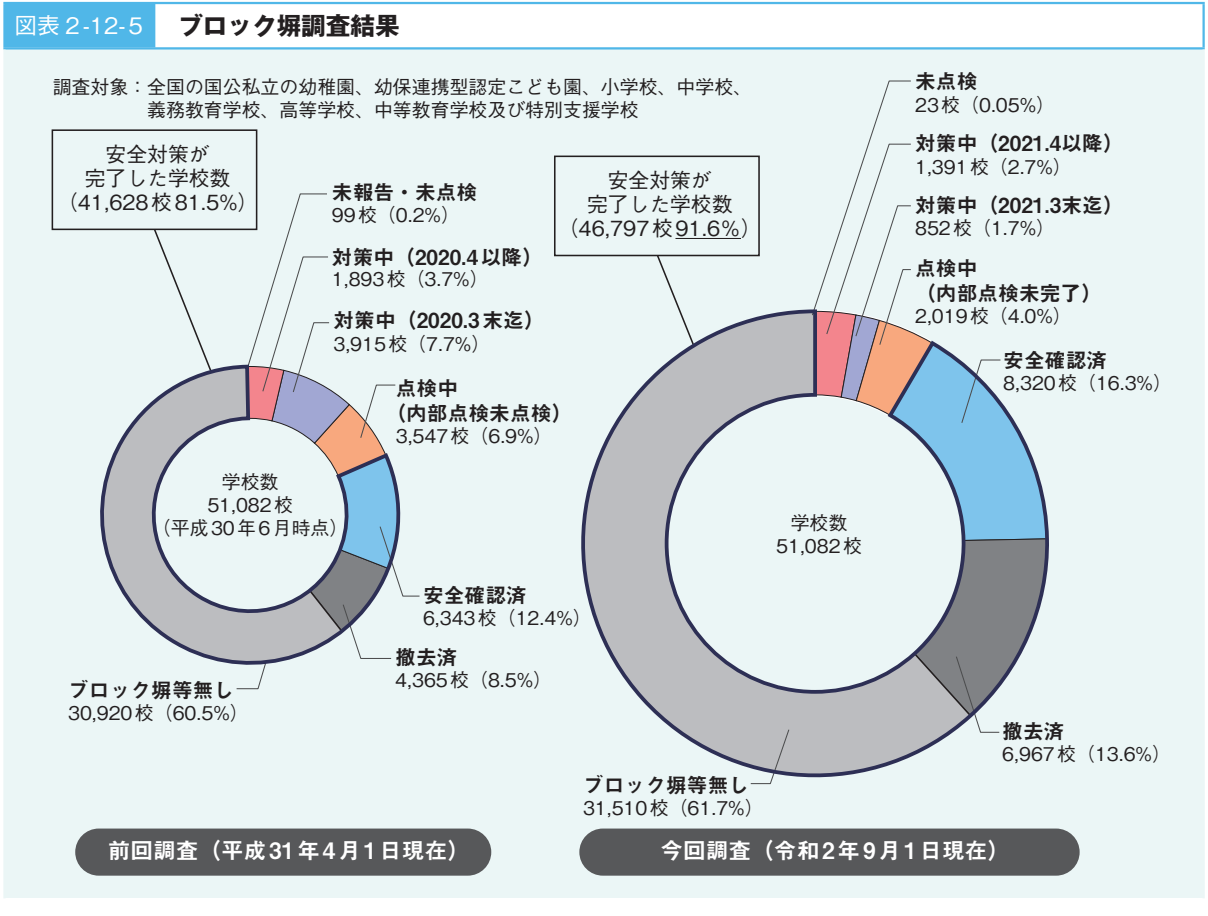
また、平成29年5月には、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止を目的として、学校の設置者等に対し適切な清掃（水拭き及びワックス掛けの禁止）や日常点検を要請するなど、維持管理を通じた安全・安心な教育環境の確保に取り組んでいます。

(4) ブロック塀等の倒壊防止等の安全対策

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。このことを受け、文部科学省では、新たに「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設するなど、学校施設におけるブロック塀等の安全対策等に対して支援するとともに、速やかな完了を要請してきました。

その結果、令和2年9月時点の調査では、安全対策が完了した学校数の割合は、全学校数の91.6%（約4万7,000校）となりました。

文部科学省としては、引き続き、児童生徒の安全・安心を確保する観点から、安全対策が未完了のブロック塀等を保有する学校の設置者に対して、安全対策の実施が進むよう、指導しています。（[図表 2-12-5](#)）。



*5 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

3 学校施設における事故防止及び防犯対策の充実

学校施設における児童生徒等の安全を守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、ハード・ソフト両面において組織的・継続的に安全対策及び防犯対策を行うことが必要です。

文部科学省は、学校施設の事故防止や防犯対策に関して、報告書などを作成し、研修会などを通じて学校設置者に対し普及啓発を図るとともに、必要となる施設整備に対して国庫補助を行っています。

なお、令和3年4月に発生した宮城県白石市における防球ネット支柱が倒れて児童が死傷した事故を踏まえ、学校設置者に対し緊急点検を要請するなど、児童生徒等の安全を確保する取組を進めています。

4 学校施設の室内環境対策

文部科学省は、児童生徒等が健康で快適に学校生活を送れるよう、建材などから発散する化学物質による室内空気汚染に関する対策を周知するなど、学校施設の室内環境対策を推進しています。

また、アスベスト（石綿）対策^{*6}については、学校の設置者による石綿含有保温材等^{*7}の使用状況調査を引き続き実施しており、調査結果を踏まえ、調査の早期完了と対策の実施、定期的な点検等を要請しています。また、対策工事に係る国庫補助や具体的な対策方法の周知により、適切な対策が講じられるよう取り組んでいます。

第2節

快適で豊かな施設環境の構築

1 新たな時代に応じた学校施設への取組

(1) 新しい時代の学びを支える学校施設等

文部科学省は、学校施設が安全で豊かな環境を確保し、教育内容・方法の多様化に対応するための機能を備えていくため、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」^{*8}を策定し、学校の設置者に周知しています。

令和元年6月からは、新時代に対応した高等学校改革や学習指導要領の改訂、社会状況の変化等に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）（主査：上野淳東京都立大学名誉教授）」において、これからの高等学校施設の在り方について検討を行い、令和3年5月に報告書が取りまとめられました。同報告書を踏まえ、文部科学省では高等学校施設整備指針を改訂しました。

また、令和3年1月には、中央教育審議会や教育再生実行会議における検討を踏まえ、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、協力者会議の下に「新しい時代の学校施設検討部会」を新たに立ち上げ、多様な学習活動に対応する施設環境や新しい生活様式を踏まえ健やかに学習・生活できる環境、人口動態等を踏まえた効率的・効果的な施設環境など、新しい時代の学びを実現するための学校施設の在り方やその推進方

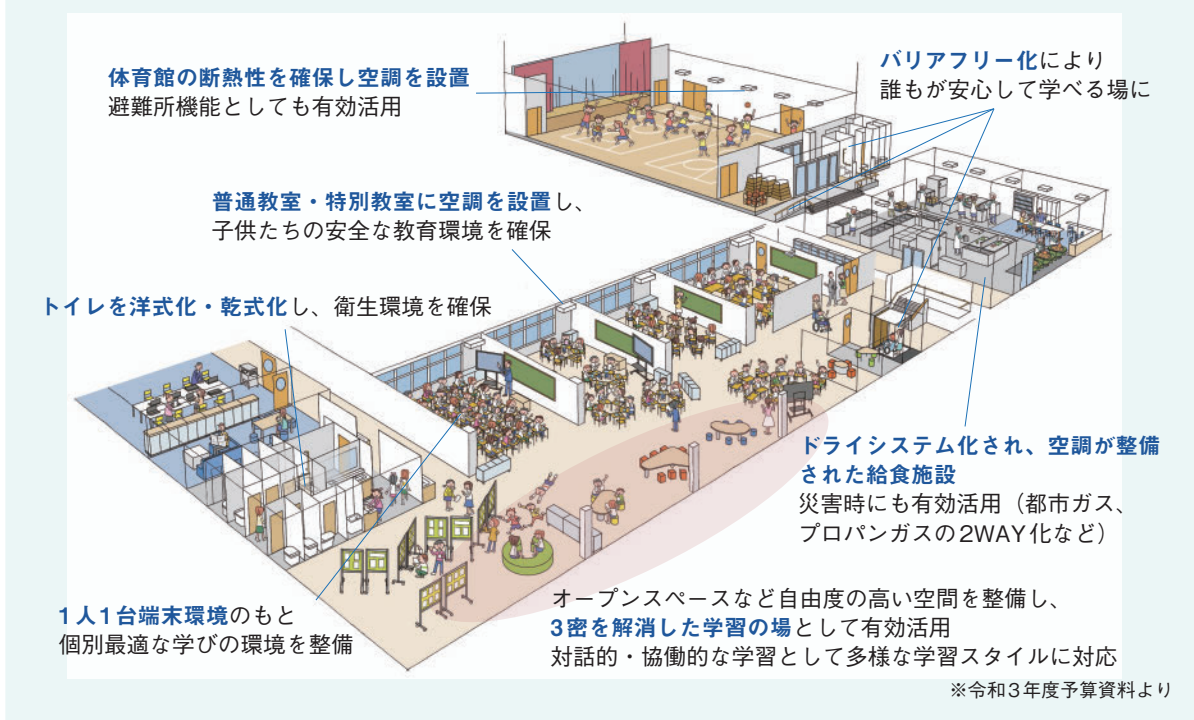
*6 アスベスト対策への取組 参照：<https://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

*7 保温材等：熱源本体や、ダクトや配管等に使用されている保温材のほか、鉄骨柱、はり等に使用されている耐火被覆等、屋根用折板や煙突に使用されている断熱材のこと。

*8 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

策について検討を進めています*9。

図表 2-12-6 新しい時代の学びを支える学校施設のイメージ



(2) 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒や教職員等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があり、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化を進めることは重要です。

文部科学省では、令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂しました。さらに、公立小中学校等において7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標（図表 2-12-7）を定めるとともに、3年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げるなど、学校施設のバリアフリー化を一層推進しています。

図表 2-12-7 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

対象		令和2年度（現状）	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する*1
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 〔1階建ての建物のみ 保有する学校を含む〕	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等**2が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

*9 参照：第1部特集2第3節

(3) 公立小中学校等への空調設置

近年、災害ともいわれる猛暑に起因して、熱中症等の児童生徒の健康被害が発生しており、学校施設においても地域の実情を踏まえて空調を使用しつつ、適切な学習環境を確保することが重要です。文部科学省では、公立小中学校等の教室や体育館への空調設備の整備に対し支援をしており、令和2年9月1日時点での公立小中学校等における空調（冷房）設備の設置率は、普通教室で93.0%（前年同月78.4%、14.6ポイント増）、特別教室等で57.5%（前年同月50.5%、7.0ポイント増）、体育館等で9.0%（前年同月3.2%、5.8ポイント増）となりました。

今後とも、教室等へ空調設備が早期に設置されるよう、整備を推進します。

(4) 学校施設等への民間資金等の活用

文部科学省は、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、地方公共団体における多様なPPP/PFI事業導入^{*10}の検討が円滑に行われるよう、PPP/PFI手法に特化した事例集を令和2年3月に作成し、地方公共団体に周知しました。また、学校施設を含めた文教施設における案件形成を図るため、地方公共団体等の多様なPPP/PFI事業の検討を支援するとともに、その成果を全国に発信・普及しています。

2 環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

地球環境問題への対応の一環として、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を進めています。エコスクールは、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設の環境負荷低減を図ることができます。また、児童生徒等が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。

①エコスクールの整備推進

文部科学省は、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎・体育館等の断熱性の向上、校庭の芝生化等に対して国庫補助を行っています。また、地方公共団体が公立学校施設をエコスクールとして整備する事業について「エコスクール・プラス」の認定を関係省庁と連携して実施しています。そのほか、パンフレットや講習会等を通して、普及を図っています。

②再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、文部科学省は、平成21年度から太陽光発電設備を対象に国庫補助を開始しました。その後、風力発電設備及び太陽熱利用設備についても補助対象を拡充しています。その結果、公立小中学校の太陽光発電設備の設置率は、21年時点の3.8%から、30年5月時点では31.0%に増加しています。

③省エネルギー対策

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校においてもエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。このため文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」^{*11}や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「学校等における省エネルギー推進のための手引き」^{*12}を作成するとともに、講習会を実施するなどの取組を行っています。

^{*10} PPP：Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

^{*11} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1319057.htm

^{*12} 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm



地に植生する植物を植えたピオトープを設置し、環境教育に活用
(つくばみらい市立陽光台小学校)



木造の校舎に調和した温かみのある空間（メディアライブラリー）
(牛久市立ひたち野うしく中学校)

(2) 学校施設の木材活用

学校施設に木材を活用することは、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的です。また、地域の木材を利用することによって、校舎への愛着、地域文化の理解促進、また森林の水源涵養等の効果も期待されます。さらに、木材は再生可能であることに加え、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な資源であるため、地球温暖化防止にも貢献することができます。

学校施設の整備に当たり、文部科学省では、令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、林野庁や国土交通省と連携して、地方公共団体等に対し、積極的に木材利用に取り組むよう促しています*¹³。また、木造校舎の構造設計標準（JIS A3301）の改正や木造3階建て学校施設の規制緩和等を踏まえた手引、直交集成板（CLT：Cross Laminated Timber）を活用した学校施設の事例集等を作成・配布し、講習会を実施するとともに、木材を利用した公立学校施設の整備について国庫補助を行っています。特に、木造施設を整備する場合には、令和2年度より国庫補助を拡充しています。

なお、令和元年度に建築された公立学校施設（823棟）のうち、508棟が木材を使用していました。また、この508棟のうち、木造施設は186棟、内装に木材を使用した施設は322棟でした。

3 公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和元年5月1日現在、全国で3,162教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げています。

4 廃校施設・余裕教室の有効活用

少子化による児童生徒数の減少に伴って廃校施設や余裕教室が生じています。廃校施設や

*¹³ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm

余裕教室は、元は公立学校として、国庫補助や設置者である地方公共団体の財源、すなわち国民や住民の貴重な税金で整備されたものであるため、地域の実情やニーズに応じて有効活用することが求められています。廃校施設は、社会体育施設や社会教育施設、社会福祉施設や民間企業の工場、オフィス、宿泊施設などに活用されている事例もあります。余裕教室は、放課後児童クラブ、放課後子供教室*14、地域防災用備蓄倉庫、保育所など学校以外の用途に活用されている事例もあります。

文部科学省は、廃校施設の活用にあたって利用可能な補助制度をパンフレット等で周知しています。また、国庫補助を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合等に必要となる財産処分手続を簡素化し、有効活用を促しています。

加えて、廃校施設の活用事例集を作成したり、活用されていない廃校施設の情報を集約し、文部科学省のウェブサイト上で公表したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりすることによって、廃校活用を支援する「みんなの廃校プロジェクト」を展開しています*15（図表 2-12-8）。



第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラです。しかし、国立大学等の施設は、昭和40～50年代に大量に整備された施設が一斉に老朽化していること、キャンパス内に敷設されている給排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行していることか

*14 第2部第3章第3節 3
*15 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

ら、安全面はもちろん機能面に問題がある施設が多数存在し、高度化・多様化する教育研究活動に対応する上で様々な支障が生じています（図表 2-12-9）。

図表 2-12-9 国立大学等施設の老朽化状況



こうした中、文部科学省は、「国立大学法人等施設整備5か年計画」を策定し、計画的・重点的な施設整備を実施しています。具体的には、多様な教育や独創的・先端的な研究に対応できる総合研究棟など、国立大学法人における人材養成、学術研究の推進に必要な施設・設備の整備や、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の集中的な改善整備を行っています（図表 2-12-10）。

図表 2-12-10 国立大学等における安全・安心な教育研究環境の確保や機能強化等に対応するための施設整備事例



1 今後の国立大学等施設の方向性

文部科学省では、令和元年度より「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、今後の施設整備の推進方策の検討を行い、令和2年12月に「次期国立大学法人等施設整備5か年計画策定に向けた最終報告」が取りまとめられました。本報告を踏まえ令和3年度から7年度までを計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文部科学大臣決定）を策定したところです。本計画におい

では、国立大学等への期待を踏まえ、教育研究の高度化への対応はもとより、産業界や地域との共創の拠点としての役割を果たすために、キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」*16としていくことを掲げています（図表2-12-11）。文部科学省では、本計画に基づき、引き続き、国立大学等施設の計画的かつ重点的な施設整備を推進していきます。

図表 2-12-11 イノベーション・コモンズのイメージ図



2 国立大学等施設の整備充実に向けた取組

(1) 戦略的な施設マネジメントの推進

大学の理念やアカデミックプラン*17の実現のため、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、省エネルギー対策、これらに必要な財源の確保等の施設全般に係る取組をより一層推進することが求められています。

このため、文部科学省は、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進事例等を示した報告書や事例集を作成し*18、国立大学等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。また、大学等個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進しており、令和2年度中に、全ての国立大学等で個別施設計画が策定されました。

今後は、各国立大学等の個別施設計画の更なる充実を支援するなど、戦略的な施設マネジメントの取組や多様な財源を活用した施設整備を一層推進していきます。

*16 イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレイヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

*17 アカデミックプラン：大学の理念を踏まえた教育、研究等に関する将来構想。

*18 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

(2) 国立大学の附属病院施設の整備

国立大学附属病院の再開発整備については、事業の継続性を踏まえつつ、計画的に推進しています。さらに、国立大学附属病院が、災害発生時や新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時に、地域医療の最後の砦としての役割を果たすとともに、大学の教育・研究機能を引き続き確保できるよう、文部科学省では、多用途に活用できるスペースを整備する事業に対する支援を行っています。

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省は、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から国立大学等の施設づくりを支援しています。

また、国公私立大学、研究機関などの施設における省エネルギー推進のための取組を実施しています。

(1) 技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たっては、建物の一定の品質と性能を確保するため、各府省庁共通の「統一基準」*¹⁹や文部科学省が定める「特記基準」*²⁰などの技術的基準を定めています。

また、国立大学等が施設を設計する際の基本的な考え方等を示した設計指針や国立大学等の特色ある施設整備を紹介する事例集の作成等を行っています。

(2) 省エネルギーの推進

省エネルギー政策や気候変動問題などを受けて、国立大学等においても省エネルギーの一層の推進が求められています。文部科学省は、国立大学等における省エネルギー対策の手引や事例集を作成するとともに、講習会を実施するなどの取組を行っています*²¹。

*¹⁹ 統一基準：官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、各府省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

*²⁰ 特記基準：施設の特種要因等のため、「統一基準」により難しい部分がある場合に、「統一基準」を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。

*²¹ 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm